フルハーネス型安全帯使用作業特別教育について
～10/10 全照協事務局調べ

安全帯の着用について、旧来の法令では、安衛則第 518 条～521 条の定めにより、**事業者は高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において、足場床を設けることが困難な時は安全帯を労働者に使用させなければならない(条文抜粋要約)**となっており、安全帯の細かな規格などは無く、特別教育の受講義務もありませんでした。

しかし厚生労働省において、平成 30 年 6 月 22 日に、関係する、**労働安全衛生法、労働安全衛生規則、安全衛生特別教育規則、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン**、が新設又は一部改正され、**「高さ 2 m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」**に従事する労働者は、**2019 年 2 月 1 日以降は特別教育が義務化**となりました。

今回の改正では、一定の条件に該当する方は、**規程の 6 時間の講習の一部を省略することが可能**ですが、足場特別教育の時のような、いつまでに受講するという執行猶予はつきません。

従って、**法的には当該業務に就く前日までに特別教育を修了している必要があり**、**2019 年 2 月 1 日に施行されますので、2019 年 2 月 1 日以降に対象業務に就く人は、必ず特別教育を修了していなければいけません。**尚、特別教育については施行日前に実施した場合も有効と認められます。

・受講対象者

対象業務について、安衛則第 36 条第 41 号に**「高さ 2 m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」**と規定されており、この業務に従事する者が対象となります。

・フルハーネス型着用義務の例外

今回の改正では、 2 M 以上で作業床を設けることが困難な場合は、原則フルハーネス型の着用が義務となりますが、ガイドラインでは例外として、高さが 6.75M 以下(建設業は 5 M 以下)の場合は胴ベルト型の着用が認められるとのことです。

・墜落制止用器具の新構造規格について

2019 年 1 月ごろに告示予定とのことです。
新構造規格製品は 2 月 1 日より販売開始となります。
注意事項として、2019 年 2 月 1 日～2022 年 1 月 1 日までの猶予期間中については、現行の企画商品の使用は認められているが、旧規格のフルハーネス型に限定してとのことです。
U 字吊りベルトの使用は一切認められず、胴ベルトも上記例外時以外は認められません。
大阪労働局ご回答

・講習内容一部省略に関しての施行通達

（ア） 適用日時点において、高さが２メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおけるフルハーネス型の安全帯を用いて行う作業に６月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第 24 条第２項及び第３項に規定する科目のうち「作業に関する知識」、「墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識」及び「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略することができる。

（イ） 適用日時点において、高さが２メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおける胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に６月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第 24 条第２項に規定する科目のうち「作業に関する知識」の科目を省略することができる。

（ウ） 特別教育規程第 22 条に定める足場の組み立て等の業務に係る特別教育又は特別教育規程第 23 条に定めるロープ高所作業に係る業務に係る特別教育を受けた者については、改正後の特別教育規程第 24 条第２項に規定する科目のうち「労働災害の防止に関する知識」を省略できる。

（エ） 改正省令公布後施行日より前に、改正後の特別教育規程第 24 条第２項及び第３項に規定する特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略できる。

※「従事経験」はただ単に使っていたということではなく、**「高さ２ｍ 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業」**という条件があることに注意。

・６月以上従事した経験についての解釈について

特に計算方法等は示されていませんが、省略規定はそもそも労働安全衛生規則第 37 条（特別教育の科目の省略）が根拠であり、その条件として条文中に「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者について」という一文があります。

従って、施行日（平成 31 年２月１日）又は受講日から遡って６月より以前にフルハーネス型安全帯の使用を開始し、以降継続的に作業に使用されている労働者のうち、改めて省略対象科目を受講させなくても当該科目に関し「十分な知識及び技能を有していると認められる」場合のみ、省略規定の適用が認められると解釈します。

例えば１年前に２回のみ使用経験があったような場合、「６月以上従事した経験を有する」とは認められません。 一方、実際の使用日を加算して 180 日以上などと規定しているわけではありませんので、事実上断続的な使用も容認していると解釈できます。

以上を勘案して、最終的には事業者が判断して頂くことになります。

・この講習の申込条件にある、受講済みの教育について「足場の組立て等特別教育」に代えて、「足場の組立て等作業主任者技能講習」でも可能か？（厚生労働省労働基準局安全課ご回答、大阪労働局説明会資料引用）

「足場の組立て等作業主任者技能講習」では、本講習の一部を省略することはできません。

『足場の組立て等作業主任者は、特別教育のⅢ 「労働災害の防止に関する知識」の省略には該当しません。

足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者等は、足場の組立等の作業については十分な知識経験を有していることを踏まえ、足場の組立等特別教育については全部省略することが出来ますが、一方、本件業務は、足場の組立等に関する業務だけではなく、また、足場の組立等特別教育を受けた者のように「労働災害の防止に関する知識」の科目の内容について直接的に教育を受けているわけではない（例えば作業主任者技能講習だと作業管理、作業者に対する教育という観点が大きい）ため、本件業務に関する「労働災害の防止に関する知識」の科目に関し、十分な知識経験を有しているとは言い切れないことから省略できることとはしていません。』

・フルハーネスを着用しての「演出空間内の照明器具等設置業務」は省略規定に合致するか？

以下、東京労働局安全課回答

法律上は、

高さが２メートル以上の箇所であって作業床(別紙参照)を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に６ヶ月以上従事した経験を有するもの。

とのみ記載してあるので、我々の業界が行うフルハーネスを着用しての業務については、構造物の形状にもよるが、**トラス上、ブリッジ、フロントなど、法律上の足場と定義される物を設けることが困難な場所での作業であると解釈し**、それが２Ｍ以上であれば、フルハーネス着用作業の業務経験と解釈して問題ないとのことです。

ただし、上記は東京労働局の回答であり、以下は大阪労働局の見解となりますが、少しニュアンスの違う回答になっております。最終的には各事業者がご判断ください。

以下、大阪労働局説明会資料より引用

「高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおけるフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」について、特別教育が必要な業務であるかの判断については、以下の表を参考として下さい。

	業務内容	該当の有無
1	鉄骨建て方作業で、鉄骨上での作業を行う者	該当有り
2	足場の手すりを一時的に取り外して行う作業	該当無し
3	パラペット端部、開口部での作業	該当無し
4	高所作業車で作業を行う者	該当無し
5	天井クレーンのホイスト点検業務（ガーター歩道上で行うもの）	該当無し
6	天井クレーンのホイスト点検業務（ホイストに乗って行うもの）	該当有り
7	デッキ型ゴンドラで行う作業	該当無し
8	チェア型ゴンドラで行う作業	該当有り

特別教育の科目が省略される6月以上の経験には、上記の「該当無し」の作業は含まれない。
ただ単に、フルハーネスを使っていたと言うだけでは、省略できない。

・講習内容の省略規定　一覧表

講習の一部を省略することが可能な条件　〇経験あり、×経験なし

フルハーネス 6 か月以上使用経験	胴ベルト 6 か月以上使用経験	足場又はロープ高所特別教育受講の有無	必須受講科目 （下記別表に掲載）	時間
〇	–	〇	④	0.5 h
〇	–	×	③、④	1.5 h
×	〇	〇	②、④、⑤	4 h
×	〇	×	②、③、④、⑤	5 h
×	×	〇	①、②、④、⑤	5 h
×	×	×	①～⑤すべて	6 h

講習内容　①～⑤　合計 6 時間

講習内容	
①作業に関する知識	1 時間
②墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	2 時間
③労働災害の防止に関する知識	1 時間
④関係法令	0.5 時間
⑤墜落制止用器具の使用方法等（実技）	1.5 時間
	合計 6 時間

作業床の法律上の定義

労働安全衛生規則 第二編 第十章 通路、足場等（第五百四十条－第五百七十五条）

作業床
第五百六十三条
事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル
以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。
一　床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。（表）
二　つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。
イ　幅は、四十センチメートル以上とすること。
ロ　床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
ハ　床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。
三　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。
イ　わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）　次のいずれかの設備
(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の桟若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
(2) 手すりわく
ロ　わく組足場以外の足場　手すり等及び中桟等
四　腕木、布、はり、脚立(きゃたつ)その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。
五　つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。
六　作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

２　前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、　適用しない。
一　はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合
二　はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合
３　第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
一　要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
二　前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

４　第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板　　を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ　足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。

ロ　足場板の支点からの突出部の長さは、十センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの十八分の一以下とすること。

ハ　足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上とすること。

二　幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。

５　事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。

６　労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

フルハーネス型墜落防止用器具の使用原則と特別教育　根拠法と改正条文

■労働安全衛生法施行令(安衛法）第十三条二十八　改正

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条

法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。

２.法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。

３.**法第四十二条**◇の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

二十八号　改正

墜落制止用器具

改正前)安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)

第十三条二十八　改正　関連条例（譲渡等の制限等）

第四十二条◇　特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

労働安全衛生規則(安衛則)　第三十六条第四十一項・第百九十四条二十二項・第五百十八条　改正

第三十六条

法第五十九条第三項◇の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする

（安全衛生教育）
第五十九条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。
２.前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
３◇.事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(特別教育を必要とする業務)

第四十一項　新設

高さが二メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

（特別教育の細目）

第三十九条　改正

前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三 十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び**第三十九号から第四十一号**までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

改正前)第三十九号から第四十号

(粉砕機等への転落等における危険の防止)

第百三十条の五　改正

事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）を使用させる等、転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

改正前)安全帯(令第三十条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)

2.(略)

3.労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

改正前)安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)

（転落等の危険の防止）

第百四十二条　改正

事業者は、粉砕機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等、転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。

２.(略)

３.労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

改正前)安全帯等

（林業架線作業主任者の職務）

第百五十一条の百二十七　改正

事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二（略）

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（要求性能墜落制止用器具等の使用）

第百九十四条二十二項　改正

1.事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

２.前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

改正前)安全帯等

（型枠支保工の組立て等作業主任者の職務）

第二百四十七条 改正

事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二（略）

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（地山の掘削作業主任者の職務）

第三百六十条　改正

事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二（略）

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（土止め支保工作業主任者の職務）

第三百七十五条 改正

事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二（略）

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（ずい道等の掘削等作業主任者の職務）

第三百八十三条の三　改正

事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（ずい道等の覆工作業主任者の職務）

第三百八十三条の五　改正

事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（採石のための掘削作業主任者の職務）

第四百四条　改正

事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二（略）

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

四（略）

（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の五　改正

事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（鋼橋架設等作業主任者の職務）

第五百十七条の九　改正

事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（木造建築物の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の十三　改正

事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務）

第五百十七条の十八　改正

事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（コンクリート橋架設等作業主任者の職務）

第五百十七条の二十三　改正

事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯等

（作業床の設置等）

第五百十八条　改正

事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行　なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2.事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

改正前)安全帯等

（開口部等の囲い等）

第五百十九条　改正

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おお)い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2.事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

改正前)安全帯

（要求性能墜落制止用器具の使用）

第五百二十条　改正

労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

改正前)安全帯等

（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

第五百二十一条　改正

事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2.事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

改正前)安全帯等

（ホツパー等の内部のおける作業の制限）

第五百三十二条の二　改正

事業者は、ホツパー又はずりびんの内部その他土砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

改正前)安全帯等

（煮沸槽等への転落による危険の防止）

第五百三十三条　改正

事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽(そう)、ホツパー、ピツト等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

改正前)安全帯等

（ライフラインの設置）

第五百三十九条の二　改正

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

改正前)安全帯

（作業指揮者）

第五百三十九条の六　改正

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

一（略）

二 作業中、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯

（要求性能墜落制止用器具の使用）

第五百三十九条の七　改正

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

2.前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。

3.労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

改正前)安全帯

（作業開始前点検）

第五百三十九条の九　改正

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

改正前)安全帯

（架設通路）

第五百五十二条　改正

(略)

2.前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二（略）
3.(略)
4.労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
改正前)安全帯

（作業床）
第五百六十三条　改正
三◇　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。
イ　わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）　次のいずれかの設備
(1)　交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の桟若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
(2) 手すりわく
ロ　わく組足場以外の足場　手すり等及び中桟等
四　腕木、布、はり、脚立(きゃたつ)その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によって破壊するおそれのないものを使用すること。
五　つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。
六　作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。
2.(略)
3.第一項第三号◇の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
一　要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
二　前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
4.5.(略)
6.労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
改正前)安全帯

（足場の組立て等の作業）
第五百六十四条　改正
事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。
一・二・三（略）
四◇　足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあっては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置
を講ずること。
イ　幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
ロ　要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
五（略）
2.労働者は、前項第四号◇に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。
改正前)安全帯

（足場の組立て等作業主任者の職務）

第五百六十六条　改正

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

改正前)行なわせれば

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 (略)

四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

改正前)安全帯

(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六　改正

(略)

四◇ 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中桟等（それぞれ丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

2.前項第四号◇の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

3.(略)

4.労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

改正前)安全帯

安全衛生特別教育規程　第二十四条　追加

（墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育）

第二十四条

安全衛生規則第三十六条第四十一項に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育◇により行うものとする。

前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
Ⅰ.作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法作業に用いる設備の点検及び整備の方法　作業の方法	一時間
Ⅱ.墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法　墜落制止用器具のランヤードの取 付け設備等への取付け方法及び選定方法　墜落制止用器具の点検及び整備の方法　墜落制止用器具の関連器具の使用方法	二時間
Ⅲ.労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置　落下物による危険防止のための措置　感電防止のための措置　保護帽の使用方法及び保守点検の方法　事故発生時の措置　その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
Ⅳ.関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	〇・五時間

第一項の実技教育◇は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
Ⅴ.墜落制止用器具の使用方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法　墜落制止用 器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法　墜落に よる労働災害防止のための措置　墜落制止用器具の点検及 び整備の方法	一・五時間

例外として、フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については学科実技の一部の科目を省略することが可能

1.適用日時点においてフルハーネス型を用いて行う作業に６月以上従事した経験を有する者はⅠ.Ⅱ.Ⅴを省略可能

2. 「高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ」で胴ベルト型を用いて行う作業に６月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略可能

3.ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略可能